

改 正 後		改 正 前	
（通信設備） 第四十四条 「略」 2 前項第一号の(1)の総務大臣の指定は、次に掲げる区分ごとに行う。 「一 略」 二 一般の需要に応じた電気の供給に係る分電盤であつて、一般送配電事業者（電気事業法第二十一条第九号に規定する一般送配電事業者をいう。）が維持し、及び運用する電線路と直接に電氣的に接続され引込口において設置されるものから負荷側において二MHzから三〇MHzまでの周波数の搬送波により信号を送信し、及び受信する電力線搬送通信設備（以下「広帯域電力線搬送通信設備」という。）であつて、次に掲げるもの (1) 屋内広帯域電力線搬送通信設備（屋内においてのみ使用する広帯域電力線搬送通信設備をいう。以下同じ。） (2) コンセント（家屋の屋外に面する部分に設置されたコンセントであつて、屋内電気配線と直接に電氣的に接続されたものに限る。）に直接接続される屋外の電力線又はこの電力線の状態と同様の電力線（屋内電気配線と直接に電氣的に接続されたものに限る。）を使用し、かつ、屋内の電力線を使用する広帯域電力線搬送通信設備		（通信設備） 第四十四条 「同上」 2 「同上」 「一 同上」 二 電気使用者（電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第二十四条の第二号に規定する電気使用者をいう。）の引込口における分電盤から負荷側において二MHzから三〇MHzまでの周波数の搬送波により信号を送信し、及び受信する次に掲げる電力線搬送通信設備（以下「広帯域電力線搬送通信設備」という。） (1) 屋内広帯域電力線搬送通信設備（広帯域電力線搬送通信設備のうち、屋内においてのみ使用するものをいう。以下同じ。） (2) (1)以外のもの	

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

送 出 票	
別表第六号 高周波利用設備の許可申請書及び添付書類の様式（第26条関係） 第1 申請書 長 高周波利用設備許可申請書 年 月 日 短 高周波利用設備（ ）（注3）を設置いたしたいので、電波法第100条の規定により別紙の書類を添えて申請します。 （何） 総合通信局長 殿（注1） 申請者（注2） 住所（法人又は団体にあつては本店又は主たる事務所の所在地） 氏 名 ㊦ 高周波利用設備（ ）（注3）を設置いたしたいので、電波法第100条の規定により別紙の書類を添えて申請します。	別表第六号 高周波利用設備の許可申請書及び添付書類の様式（第26条関係） 第1 申請書 高周波利用設備許可申請書 年 月 日 （何） 総合通信局長（沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。） 殿 申請者（注1） 住所（法人又は団体にあつては本店又は主たる事務所の所在地） 氏 名 ㊦ 高周波利用設備（ ）（注2）を設置いたしたいので、電波法第100条の規定により別紙の書類を添えて申請します。 注1 記載は、次によること。 (1) 氏名については、自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。 (2) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載するとともに、当該代理人の住所の郵便番号及び電話番号を付記すること（この場合には申請者の押印は必要としないこと）。 2 電力線搬送通信設備、誘導式通信設備、誘導式読み書き通信設備、医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備の別を記載すること。 3 用紙は、日本工業規格A列4番とする。 4 許可状その他の処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載した封筒を申請書に添附すること。この場合において、封筒は当該処分に係る書類を封入し得るものとする。
第2 添付書類（設備規則第60条第2号の規定の適用を受ける電力線搬送通信設備の場合を除	第2 [同左]

く。)

[略]

[注 1・2 略]

3 各欄の記載は、次のとおりとすること。

区 別	記 載 す る 欄	備 考
1 電力線 搬送通信 設備、誘 導式通信 設備又は 誘導式読 み書き通 信設備 (以下この 様式にお いて「通 信設備」 という。)	(1) 新設許可の申請 (法第100条第 1 項の許可の申請をいう。以下この表において同じ。) の場合	〔 (注 1) ～ (注 3) 略〕 設備 規則第6 5条第1 項第 1 号及び 第 3 号 の設備 であつ て、400 MHzを 超える 周波数 で動作 するもの の場合 に限る。 ― (注 5) 設備 規則第6 5条第 1 項第 1 号の設 備であ つて、4 00MHzを 超える 周波数 で動作 するも
	(2) 変更の許可の申請又は届出 (法第100条第 5 項において準用する法第17条の許可又は届出をいう。以下この表において同じ。) の場合	1の(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、 (3)、(注 2)、(4) (注 2)、(8) (注 2)、(9) (注 2)、(10) (注 2)、(11) (注 2)、(12) (注 2)、(14) (注 2)及び(15) (注 2)、3、4 、5、6 (注 3)、7 (注 3)、8 (注 3)、9 (注 3) 、10並びに11
2 医療用 設備、工 業用加熱 設備又は 各種設備	(1) 新設許可の申請の場合	1の(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、 (6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(12)、 (13)、(14)、(15)、(16)、(17)、(18) (注 4) 及び(19) (注 5) 並 びに 2 から 8 まで
	(2) 変更の許可の申請又は届出の場合	1の(1) (注 2)、(2) (注 2)、(3) (注 2)、(4) (注 2)、(5) (注 2)、(6) (注 2)、(7) (注 2)、(8) (注 2)、(9) (注 2)、(10) (注 2)、(12) (注 2)、(13) (注 2)、(14) (注 2)、(15) (注 2)、(16) (注 2)、(17) (注 2)、(18) (注 2) 及び (注 4

[同左]

[注 1・2 同左]

3 [同左]

[同左]		[同左]
1 [同左]]	(1) [同左]	1の(1)、(2)、(3)、(4)、(8)、 (9)、(10)、(11) (注 1)、(12)、 (14)及び(15)並びに 3 から 9 ま で (注 1) [新設]
	(2) [同左]	1の(1) (注 2)、(2) (注 2)、(3) (注 2)、(4) (注 2)、(8) (注 2)、(9) (注 2)、(10) (注 2)、(11) (注 2)、(12) (注 2)、(14) (注 2)及び(15) (注 2)、3、4 、5、6 (注 3)、7 (注 3)、8 (注 3)、9 (注 3) 、10並びに11
2 [同左]	(1) [同左]	1の(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、 (6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(12)、 (13)、(14)、(15)、(16)、(17)、(18) 及び(19)並びに 2 から 8 まで [新設]
	(2) [同左]	1の(1) (注 2)、(2) (注 2)、(3) (注 2)、(4) (注 2)、(5) (注 2)、(6) (注 2)、(7) (注 2)、(8) (注 2)、(9) (注 2)、(10) (注 2)、(12) (注 2)、(13) (注 2)、(14) (注 2)、(15) (注 2)、(16) (注 2)、(17) (注 2)、(18) (注 2) 及び(19) (

		1)並びに19(注2)及び(注5)、2(注2)、3、4、5、6(注3)、7(注3)、8(注3)、10並びに11	の場合に限る。
--	--	---	---------

【4～10 略】

11 1の6)の欄は、高周波発生装置の^{きよう}筐体内に収められている電源ろ波器の有無を記載すること。この場合において、2以上の装置を有する場合には、次のように記載すること。

【略】

【12・13 略】

14 1の12)の欄は、送信装置又は高周波発生装置の^{きよう}筐体外に設けられる電源ろ波器の有無を記載すること。この場合において、2以上の装置に共用される場合は、その旨を記載すること。

【略】

【15～32 略】

第3 添付書類（設備規則第60条第2号の規定の適用を受ける電力線搬送通信設備の場合に限る。）

申請書 高周波利用設備 届 書 (注1)の添付書類 (設備分) (注2)					※整理 番号	
1	(設備の別)	(1) 使用周波数	(2) 製造者名	(3) 型式又は名称	(4) 製造番号	
工事	(5) 設備の区分	(6) 電力線への伝導妨害波の電流		(7) 電力線への伝導妨害波の電圧		
設計	☐ 施行規則第44条第2項第2号の(1)に規定する設備					
	☐ 施行規則第44条第2項第2号の(2)に規定する設備					

		22) , 2 (22) , 3 , 4 , 5 , 6 (23) , 7 (23) , 8 (23) , 10並びに11	
--	--	---	--

【4～10 同左】

11 1の6)の欄は、高周波発生装置の^{きよう}体内に収められている電源ろ波器の有無を記載すること。この場合において、2以上の装置を有する場合には、次のように記載すること。

【同左】

【12・13 同左】

14 1の12)の欄は、送信装置又は高周波発生装置の^{きよう}体外に設けられる電源ろ波器の有無を記載すること。この場合において、2以上の装置に共用される場合は、その旨を記載すること。

【同左】

【15～32 同左】

第3 【同左】

申請書 高周波利用設備 届 書 (注1)の添付書類 (設備分) (注2)					※整理 番号	
1	(設備の別)	(1) 使用周波数	(2) 製造者名	(3) 型式又は名称	(4) 製造番号	
工事	(5) 設備の区分	(6) 電力線への伝導妨害波の電流		(7) 電力線への伝導妨害波の電圧		
設計						

(8) 通信線又はそれに相当する部分への伝導妨害波の電流	(9) 放射妨害波の電界強度	(10) 他の広帯域電力線搬送通信設備（同一の者が占有する連続した敷地内に設置されたものを除く。）との通信	
		☐ 有 ☐ 無	
	(11) 屋外の電力線（コンセントに直接接続される電力線及びこの電力線の状態と同様の電力線を除く。）の使用	(12) 電力線の片線の接地	(13) 電力線等への分岐線の直列接続又は電力線等の片線のみへのスイッチ若しくは負荷の接続
	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無
(14) その他の工事設計			
2 参考事項			
フリガナ			
3 氏名又は名称			
4 住所			
5 設置場所			
6 許可の番号	7 許可の年月日		
※ 備考			

短 辺 （日本工業規格A列4番）

計		
(8) 通信線又はそれに相当する部分への伝導妨害波の電流	(9) 放射妨害波の電界強度	(10) その他の工事設計
2 参考事項		
フリガナ		
3 氏名又は名称		
フリガナ		
4 住所		
フリガナ		
5 設置場所		
6 許可の番号	7 許可の年月日	
※ 備考		

短 辺 （日本工業規格A列4番）

[注 1 ～ 5 略] 6 1の(5)から(9)までの欄の記載は、次によること。 (1) 1の(5)の欄は、申請に係る設備に関して、施行規則第44条第2項第2号の(1)に規定する設備又は同号の(2)に規定する設備の場合は、該当する事項にシ印を付けること。 [(2) ～ (6) 略] <u>7</u> 1の(10)から(13)までの欄の記載は、次によること。ただし、屋内広帯域電力線搬送通信設備（施行規則第44条第2項第2号の(1)に規定する屋内広帯域電力線搬送通信設備をいう。）の場合は記載を要しない。 (1) 1の(10)の欄の口には、申請に係る設備と他の広帯域電力線搬送通信設備（同一の者が占有する連続した敷地内に設置されたものを除く。）との通信の有無について、該当する事項にシ印を付けること。 (2) 1の(11)の欄の口には、申請に係る設備において使用される屋外の電力線（施行規則第44条第2項第2号の(2)に規定するコンセントに直接接続される電力線及びこの電力線の状態と同様の電力線（屋内電気配線と直接に電氣的に接続されたものに限る。）を除く。）の有無について、該当する事項にシ印を付けること。 (3) 1の(12)の欄の口には、申請に係る設備において使用される電力線の状態に関して、片線の接地の有無について、該当する事項にシ印を付けること。 (4) 1の(13)の欄の口には、申請に係る設備において使用される屋外の電力線又はその分岐線の状態に関して、屋外の電力線若しくはその分岐線に他の分岐線が直列に接続されている状態又は屋外の電力線の片線若しくはその分岐線の片線のみにスイッチ若しくは負荷が接続されている状態の有無について、該当する事項にシ印を付けること。 <u>8</u> 1の(14)の欄は、1の(1)から(13)までの欄の記載事項以外の工事設計について、「電波法第100条第5項において準用する同法第28条、第30条及び第38条に規定する条件に合致している。」旨を記載すること。 <u>9 ～ 13</u> [略] <u>14</u> 変更の許可の申請又は届出の場合は、氏名又は名称及び住所（いずれも変更があつた場合は、その変更後のもの）を記載するほか、変更後の事項を記載すること（1の(1)から(13)までに変更があつた場合は、1の(14)の欄も記載すること。） <u>15</u> [略] <u>16</u> [略]	[注 1 ～ 5 同左] 6 [同左] (1) 1の(5)の欄は、屋内広帯域電力線搬送通信設備（施行規則第44条第2項第2号の(1)に規定する屋内広帯域電力線搬送通信設備をいう。）の場合は「屋内広帯域」と、それ以外の場合は「一般広帯域」と記載すること。 [(2) ～ (6) 同左] [新設] <u>7</u> 1の(10)の欄は、1の(1)から(9)までの欄の記載事項以外の工事設計について、「電波法第100条第5項において準用する同法第28条、第30条及び第38条に規定する条件に合致している。」旨を記載すること。 <u>8 ～ 12</u> [同左] <u>13</u> 変更の許可の申請又は届出の場合は、氏名又は名称及び住所（いずれも変更があつた場合は、その変更後のもの）を記載するほか、変更後の事項を記載すること（1の(1)から(9)までに変更があつた場合は、1の(10)の欄も記載すること。）。 <u>14</u> [同左] <u>15</u> [同左]
---	---

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

改正後

改正前

第2 添付書類の様式

〔1 略〕

2 広帯域電力線搬送通信設備の場合

第2 添付書類の様式

〔1 同左〕

2 広帯域電力線搬送通信設備の場合

設計書		整理番号	
		指定番号	
1 型式名		2 製造業者名	
3 設備の区分	☐ 施行規則第44条第2項第2号の(1)に規定する設備 ☐ 施行規則第44条第2項第2号の(2)に規定する設備		
4 搬送波の周波数又は拡散範囲			
5 電力線への伝導妨害波の電流			
6 電力線への伝導妨害波の電圧			
7 通信線又はそれに相当する部分への伝導妨害波の電流			
8 放射妨害波の電界強度			
9 添付図面等	(1) 外観を示す図及び写真 (2) 接続図 (3) 取扱説明書		
10 参考事項			
試験成績表		11 製造番号	
		12 製造年月日	

設計書		整理番号	
		指定番号	
1 型式名		2 製造業者名	
3 設備の区分	☐ 屋内広帯域電力線搬送通信設備 ☐ それ以外		
4 搬送波の周波数又は拡散範囲			
5 電力線への伝導妨害波の電流			
6 電力線への伝導妨害波の電圧			
7 通信線又はそれに相当する部分への伝導妨害波の電流			
8 放射妨害波の電界強度			
9 添付図面等	(1) 外観を示す図及び写真 (2) 接続図 (3) 取扱説明書		
10 参考事項			
試験成績表		11 製造番号	
		12 製造年月日	

13	搬送波の周波数又は拡散範囲	
14	電力線への伝導妨害波の電流	
15	電力線への伝導妨害波の電圧	
16	通信線又はそれに相当する部分への伝導妨害波の電流	
17	放射妨害波の電界強度	
18	測定条件等	

短 辺 (日本工業規格A列4番)

[注1・2 略]

[3～8 略]

13	搬送波の周波数又は拡散範囲	
14	電力線への伝導妨害波の電流	
15	電力線への伝導妨害波の電圧	
16	通信線又はそれに相当する部分への伝導妨害波の電流	
17	放射妨害波の電界強度	
18	測定条件等	

短 辺 (日本工業規格A列4番)

[注1・2 同左]

[3～8 同左]

備考 表中の「」の記号は省略される。

高周波利用設備許可関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 77 号）

改 正 後	改 正 前
（用語の定義） 第 2 条 この審査基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 〔(1)～(4) 略〕 <u>(5) 電力線搬送通信設備 施行規則第 44 条第 1 項第 1 号に規定する電力線搬送通信設備をいう。</u> <u>(6) 〔略〕</u> <u>(7) 〔略〕</u> <u>(8) 広帯域電力線搬送通信設備 施行規則第 44 条第 2 項第 2 号に規定する広帯域電力線搬送通信設備をいう。</u> <u>(9) 屋内広帯域電力線搬送通信設備 施行規則第 44 条第 2 項第 2 号の(1)に規定する屋内広帯域電力線搬送通信設備をいう。</u> <u>(10) 〔略〕</u> （通信設備関係） 第 4 条 法第 100 条第 1 項第 1 号の設備は、次の各号に適合するものであること。 〔(1) 略〕 (2) 送信装置は、次の条件に適合するものであること。 〔ア 略〕 イ 周波数等は、次のとおりであること。 (ア) 電力線搬送通信設備又は誘導式通信設備の<u>周波数等</u>は、設備規則第 59 条の規定に適合するものであり、かつ、既設の通信設備との間に相互に混信のおそれがないものであること。 〔(イ)～(キ) 略〕 〔(3)～(5) 略〕 <u>(6) 屋内広帯域電力線搬送通信設備以外の広帯域電力線搬送通信設備は、別紙 1 に定める条件に適合するものであること。</u> <u>(7) 実験用電力線搬送通信設備については、免許規則別表第 6 号第 2 注 23(2)に定める項目全てが、実験に係る計画書に記載されており、かつ、次の項目が設備規則第 64 条の 2 の規定に照らして適切と認められるものであること。</u> 〔ア～エ 略〕 （通信設備以外の設備関係） 第 5 条 法第 100 条第 1 項第 2 号の設備は、次の各号に適合するものであること。	（用語の定義） 第 2 条 〔同左〕 〔(1)～(4) 同左〕 〔新設〕 <u>(5) 〔同左〕</u> <u>(6) 〔同左〕</u> 〔新設〕 〔新設〕 <u>(7) 〔略〕</u> （通信設備関係） 第 4 条 〔同左〕 〔(1) 同左〕 (2) 〔同左〕 〔ア 同左〕 イ 〔同左〕 (ア) 電力線搬送通信設備又は誘導式通信設備の<u>周波数</u>は、設備規則第 59 条の規定に適合するものであり、かつ、既設の通信設備との間に相互に混信のおそれがないものであること。 〔(イ)～(キ) 同左〕 〔(3)～(5) 同左〕 〔新設〕 <u>(6) 実験用電力線搬送通信設備については、免許規則別表第 6 号第 2 注 19(2)に定める項目全てが、実験に係る計画書に記載されており、かつ、次の項目が設備規則第 64 条の 2 の規定に照らして適切と認められるものであること。</u> 〔ア～エ 同左〕 （通信設備以外の設備関係） 第 5 条 〔同左〕

[(1)～(6) 略]

(7) 実験用各種設備については、免許規則別表第6号第2注23(2)に定める項目全てが、実験に係る計画書に記載されており、かつ、次の項目が設備規則第66条の規定に照らして適切と認められるものであること。

[ア～エ 略]

別紙(第4条関係) 屋内広帯域電力線搬送通信設備以外の広帯域電力線搬送通信設備の審査基準

1 同一の者が占有する連続した敷地内の他の広帯域電力線搬送通信設備と通信するものであること。

2 次に掲げる条件に適合するものであること。

(1) コンセント(家屋の屋外に面する部分に設置されたコンセントであって、屋内電気配線と直接に電氣的に接続されたものに限る。)に直接接続される屋外の電力線又はこの電力線の状態と同様の電力線(屋内電気配線と直接に電氣的に接続されたものに限る。)を使用し、かつ、屋内の電力線を使用するものであること。

(2) 電力線の片線が接地されていないこと。

(3) 屋外の電力線又はその分岐線に他の分岐線が直列に接続されていないこと、かつ、屋外の電力線の片線又はその分岐線の片線のみスイッチ又は負荷が接続されていないこと。

[(1)～(6) 同左]

(7) 実験用各種設備については、免許規則別表第6号第2注19(2)に定める項目全てが、実験に係る計画書に記載されており、次の項目が設備規則第66条の規定に照らして適切と認められるものであること。

[ア～エ 同左]

[新設]